

審議事項

府中市地域防災計画（令和元年修正）の修正について

1 趣 旨

本市では府中市地域防災計画（令和元年修正）（以下「市計画」といいます。）を策定し、災害対策を推進してきましたが、今般、東京都建設局河川部が土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の前段として実施した、溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質及び土地利用状況等についての基礎調査に基づき、府中市内に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されることになりました。

令和元年7月10日現在ではこれらの区域が未指定であるものの、同9月頃を目途に指定予定であることから、土砂災害時の水害予防対策等の見直しを実施するとともに、早期に市民に周知し、より一層災害対策を適切に推進するため、市計画を修正するものです。

2 内 容

市計画を、別紙「府中市地域防災計画（令和元年修正）の修正における新旧対照表（案）」（以下「新旧対照表」といいます。）のとおり修正します。

なお、修正内容は、次のとおりです。

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（予定）

市計画では崖崩れ、出水等による危険箇所を常に把握し、災害発生を未然に防止するため、急傾斜地崩壊危険箇所等の土砂災害危険箇所を指定してきましたが、今般、東京都建設局河川部が実施した、溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質及び土地利用状況等についての基礎調査により、令和元年9月頃を目途に府中市内に土砂災害警戒区域が25箇所、土砂災害特別警戒区域が16箇所指定されることになりました。

このことから、予定通り指定された場合に対応するため、市計画に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を明記するとともに、同区域内の要配慮者利用施設を記載し、広く市民に周知するものです。

(2) 水防応急対策室運営要領の改正について

市計画では、発災初期の風水害応急対策を円滑に行うため、災害対策本部の設置を待たずに水防応急対策室を設置することとしており、発災初期に関係各課と連絡調整を行うよう明記しております。

平成31年4月の府中市の組織改正に伴い、課名が変更になったことから、連絡調整先の修正を行うものです。

3 府中市地域防災計画の構成の変更について

現在の府中市地域防災計画は震災編、風水害編、東海地震事前対策編及び資料編で構成されています。

府中市地域防災計画を修正する際、7月頃に開催される府中市防災会議及び府中市防災会議地震部会で承認された事案に対して、東京都に内容確認を依頼した後に議会に修正箇所を報告しています。その後パブリックコメントを募集し、議会で最終報告をして修正を実施しています。

しかしながらこれらの手続きには約1年を要し、修正箇所をタイムリーに市民に情報提供できないことから、今後は府中市地域防災計画の構成を本編（震災編、風水害編、東海地震事前対策編）と資料編とし、本編を修正する場
合に関しては、今後も府中市防災会議及び府中市防災会議地震部会に諮りますが、資料編に記載する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内の要配慮者施設の追加等の軽微な変更に関しては、上記手続きを経ずに早期に市民に情報提供を行うことができるように変更するものです。